平成２１年（フ）第２４１１号
名古屋市中川区荒江町32番10号
破産者　大明株式会社
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８３９号
愛知県小牧市応時１丁目66番地　フレスカイトウ１Ｆ
破産者　有限会社スクロール
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８６号
名古屋市中川区東春田２丁目119番地　レジデンス春栄101号
破産者　大鹿　晃司
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４７４号
福岡市博多区古門戸町２番４号
破産者　株式会社ＳＥＣ
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９０９号
福岡市中央区六本松４丁目９番10号
破産者　有限会社乱コーポレーション
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８８号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折9545番地31
破産者　シーネット宮崎有限会社
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１３８号
栃木県宇都宮市雀の宮４丁目18番19号　イトマツコーポ102号室、前住所栃木県宇都宮市若松原２丁目４番20号　毛塚ハイツＡ202号室
破産者　田村　吉行
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２６５号
埼玉県越谷市新川町１丁目112番地
破産者　株式会社しのざきホーム
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６６１号
埼玉県八潮市大字古新田818番地
破産者　有限会社総合オリジナルクリエイト
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第１６１号
三重県鈴鹿市南玉垣町３番地の２、登録原票記載事項証明書上居住地三重県鈴鹿市南玉垣町3315番地
破産者　具昌美こと　美谷　昌美
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９６号
三重県津市大園町９番17号
破産者　川上　文夫
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４号
三重県鈴鹿市三日市２丁目29番２号
破産者　山口　奈美
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第１０５１号
岡山市南区万倍158番地１
破産者　佐藤　武志
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４５号
岡山市東区西大寺川口46番地21
破産者　佐野　晋一
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２００号
広島県安芸郡坂町小屋浦３丁目10番17号
破産者　瀬戸内建材工業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７５５号
広島県安芸郡熊野町出来庭９丁目９番10号
破産者　有限会社尾濱工業
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１号
徳島県阿南市上中町岡357番地
破産者　丸源水産有限会社
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２０年（フ）第２８５号
香川県高松市亀田南町427番地１ニューピアパークⅡ101号室、前住所高松市福岡町３丁目３番１号
破産者　服部　俊郎
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１８号
沖縄県宮古島市伊良部字長浜1352番地２
破産者　川満　　勲
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所平良支部

平成２１年（フ）第２５４号
福島市飯坂町平野字堂ノ前16番地の８
破産者　有限会社東北明和住設
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３５２号
福島県伊達郡桑折町字南町18番地
破産者　有限会社小暮製作所
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所